

令和5年1月10日

見積設計単価等の見積参考図書への明示方針の改正について

- 1 この明示方針は、令和5年4月1日以降に市が実施する土木工事の競争入札に適用する。
 - (1) 明示する単価
見積及び特別調査により設定した設計単価
 - (2) 明示の方法
 - ア 見積参考図書に積算参考資料として別紙により作成し「名称、規格等、単位、採用単価（円）」を記載したものを添付する。
 - イ 材工共とした単価についても公表する。
 - (3) 留意事項
 - ア 入札公告時の公表は設計単価のみとし、見積先は公表しない。
 - イ 物価資料により設定した設計単価については、引き続き非公表とする。
 - ウ 入札公告時に採用単価を公表する前提で見積徴収するため、その旨を付した依頼書により見積依頼を行う。
 - エ 依頼の結果、見積先から公表不可を条件として回答されたが、その見積結果を使用せざるを得ない場合は、「見積先の意向により公表不可」と記載すること
 - オ 明示した積算参考資料は、発注者が予定価格を算出する際の積算条件を参考までに示した資料であり、何ら契約上の拘束力を生じるものではない。
 - (4) 適用
令和5年4月1日以降の入札公告及び入札通知を行うものから適用する。
ただし、既に見積依頼済みで、公表を可とした依頼を行っていない設計単価を使用する場合には、徴収先に公表の可否を確認し、了解が得られた単価を明示の対象とする。

積算参考資料

本工事の積算で設定した見積単価及び特別調査単価を以下に示す。

(注) 本積算参考資料は、あくまで発注者が予定価格を算出する際の積算条件を参考までに示した資料であり、何ら契約上の拘束力を生じるものではない。

名称	規格等	単位	採用単価 (円)